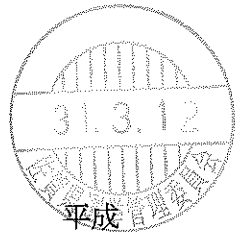
(その1)

収　支　報　告　書



平成　30　年分
(平成　年　月　日開催分)

(ふりがな)
1　政治団体の名称

じゆうみんしゅとうさがけんしぶれんごうかい
自由民主党佐賀県支部連合会

2　主たる事務所の所在地

佐賀市水ヶ江一丁目８番１７号

3　代表者の氏名

留　守　茂　幸

4　会計責任者の氏名

山　本　茂　雄

事務担当者の氏名

松　原　美　寿

(電話)　0952-24-1286

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から	平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで	平成　年　月　日まで

備考 1.　「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「☐」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
2.　「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
3.　「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4.　「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「☐」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
5.　「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
6.　「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額 ……	1	0 9 6 7 3	7 0 9	
(前年からの繰越額) ……		6 7 4 9 9	8 0 3	
(本年の収入額) ……		4 2 1 7 3	9 0 6	
支出総額 ……		6 7 8 3 7	9 8 4	
翌年への繰越額 ……		4 1 8 3 5	7 2 5	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額 ……		7 4 9 0	1 0 0	
員数 ……		9	7 5 6	

(2) 寄附	金額												備考
			十億			百万			千			円	
ア 寄附(イを除く。)の区分													
(ア) 個人からの寄附						7	6	8	0	0	0	0	
(うち特定寄附)												0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附												0	
(ウ) 政治団体からの寄附												0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)						7	6	8	0	0	0	0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕												0	
イ 政党匿名寄附												0	
合計 (ア + イ)						7	6	8	0	0	0	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
自由民主党本部	160,160	H30.1.30	東京都千代田区永田町一丁目11-23	本部助成金
〃	105,780	4.2	〃	〃
〃	414,320	4.5	〃	〃
〃	414,320	4.9	〃	〃
〃	393,660	5.8	〃	〃
〃	160,160	6.20	〃	〃
〃	823,720	9.27	〃	〃
〃	390,000	10.19	〃	〃
〃	120,000	11.9	〃	〃
〃	240,000	11.27	〃	〃
〃	100,000	12.10	〃	〃
〃	1,317,000	1.31	〃	国民政治協会還付金
〃	377,000	2.28	〃	〃
〃	387,000	3.30	〃	〃
〃	316,000	4.27	〃	〃
この頁の小計	5,719,120			
合　　計				

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
自由民主党本部	369,000	H30.5.31	東京都千代田区永田町一丁目11-23	国民政治協会還付金
〃	373,000	6.29	〃	〃
〃	255,000	7.31	〃	〃
〃	275,000	8.31	〃	〃
〃	374,000	9.28	〃	〃
〃	294,000	10.31	〃	〃
〃	280,000	11.30	〃	〃
〃	722,000	12.27	〃	〃
〃	2,200,000	4.27	〃	政党交付金
〃	2,200,000	7.31	〃	〃
〃	2,485,525	9.13	〃	〃
〃	2,200,000	10.31	〃	〃
〃	2,200,000	12.25	〃	〃
この頁の小計	14,227,525			
合　　計				

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
自由民主党唐津市支部	60,000	H30.6.20	佐賀県唐津市呉服町1790	
この頁の小計	60,000			
合　　計	20,006,645			

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入			
摘　　要	金　額	備　考	
県議会政務調査事務負担金	250,000	2018/1/19	自由民主党佐賀県議会議員団
〃	250,000	2018/2/21	〃
事務委託費	2,000,000	2018/3/1	一般財団法人　自由民主会館
県議会政務調査事務負担金	250,000	2018/3/20	自由民主党佐賀県議会議員団
〃	300,000	2018/4/26	〃
〃	300,000	2018/5/21	〃
〃	300,000	2018/6/21	〃
事務委託費	500,000	2018/7/11	一般財団法人　自由民主会館
県議会政務調査事務負担金	300,000	2018/7/20	自由民主党佐賀県議会議員団
〃	300,000	2018/8/21	〃
〃	300,000	2018/9/21	〃
事務委託費	500,000	2018/9/27	一般財団法人　自由民主会館
県議会政務調査事務負担金	300,000	2018/10/19	自由民主党佐賀県議会議員団
〃	300,000	2018/11/21	〃
〃	300,000	2018/12/21	〃
この頁の小計	6,450,000		
1件10万円未満のもの			
合　　計			

備考　1. 1件当りの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。

2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。

3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その6)

(6) その他の収入		
摘　　要	金　額	備　考
事務委託費	500,000	2018/12/27　　一般財団法人　自由民主会館
この頁の小計	500,000	
1件10万円未満のもの	47,161	
合　　計	6,997,161	

備考　1. 1件当りの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。

2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。

3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
今村　雅弘	35,000	H30.1.10	佐賀県佐賀市神野東1-3-17　エスペランサ神野1005号	衆議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.9	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.8	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	30,000	11.5	〃	〃	
〃	35,000	11.9	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	

この頁の小計	450,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
岩田　和親	35,000	H30.1.10	佐賀県佐賀市中の小路7-1	衆議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.9	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.8	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.9	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
〃	30,000	12.25	〃	〃	

この頁の小計	450,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
古川　康	35,000	H30.1.10	佐賀県唐津市南城内3-19	衆議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.9	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.8	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.9	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊚　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
福岡　資麿	35,000	H30.1.10	佐賀県佐賀市兵庫北5-11-43-807	参議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.9	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.8	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.9	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	

この頁の小計	420,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
山下　雄平	35,000	H30.1.10	佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5	参議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.9	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.8	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.10	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.9	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
石丸　博	15,000	H30.1.19	佐賀県武雄市橘町大字芦原4660番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
石井　秀夫	15,000	H30.1.19	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2367番地8	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
留守　茂幸	20,000	H30.1.19	佐賀県佐賀市大和町東山田3780番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
米倉　幸久	15,000	H30.1.19	佐賀県唐津市相知町大野56番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
竹内　和教	15,000	H30.1.19	佐賀県伊万里市松島町203番地1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
八谷　克幸	20,000	H30.1.19	佐賀県神埼市神埼町永歌289番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
大場　芳博	20,000	H30.1.19	佐賀県唐津市半田2014番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
石倉　秀郷	15,000	H30.1.19	佐賀県杵島郡江北町大字山口4412番地3	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に（特）甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
中倉　政義	15,000	H30.1.19	佐賀県伊万里市東山代町長浜1151番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
桃崎　峰人	20,000	H30.1.19	佐賀県唐津市浜玉町横田下518番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
土井　敏行	15,000	H30.1.19	佐賀県鹿島市大字高津原4002番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊚　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
木原　奉文	20,000	H30.1.19	佐賀県佐賀市多布施四丁目19番16号	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
岡口　重文	15,000	H30.1.19	佐賀県伊万里市大川町大川野2844	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
原田　寿雄	15,000	H30.1.19	佐賀県西松浦郡有田町戸杓445-1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊚　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
定松　一生	15,000	H30.1.19	佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里2774番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
指山　清範	15,000	H30.1.19	佐賀県鳥栖市藤木町2103番地1サンヒルズマンション602号	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
川﨑　常博	15,000	H30.1.19	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番地1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
藤木卓一郎	20,000	H30.1.19	佐賀県小城市三日月町樋口227番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
宮原　真一	20,000	H30.1.19	佐賀県三養基郡みやき町江口332番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
坂口　祐樹	20,000	H30.1.19	佐賀県藤津郡太良町多良3532-1	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
向門　慶人	15,000	H30.1.19	佐賀県鳥栖市古賀町543-8	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
古賀　陽三	20,000	H30.1.19	佐賀県佐賀市新郷本町4番8号	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.20	〃	〃	
〃	20,000	4.20	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.20	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.21	〃	〃	
〃	20,000	10.19	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	240,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
井上 常憲	15,000	H30.1.19	佐賀県唐津市肥前町納所辛1186番地1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
池田　正恭	15,000	H30.1.19	佐賀県小城市小城町松尾408番地2	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
西久保　弘克	15,000	H30.1.19	佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久1076-3	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
稲富　正敏	15,000	H30.1.19	佐賀県武雄市武雄町大字富岡10504番地5	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.20	〃	〃	
〃	15,000	4.20	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	

この頁の小計	180,000
その他の寄附	
合　　計	

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊨　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
青木　一功	15,000	H30.4.26	佐賀県佐賀市八幡小路5-10	県議会議員	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.20	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.21	〃	〃	
〃	15,000	10.19	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.21	〃	〃	
この頁の小計	135,000				
その他の寄附					
合　　計					

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特)　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
福井　章司	45,000	H30.3.29	佐賀県佐賀市水ヶ江2-15-15	自由民主党佐賀県支部連合会総務会長	
松尾　文則	60,000	H30.6.8	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	自由民主党佐賀県支部連合会副会長	
藤瀬　都子	60,000	H30.7.4	佐賀県杵島郡大町町福母3068-23	自由民主党佐賀県支部連合会女性局長	
この頁の小計	165,000				
その他の寄附	0				
合　　計	7,680,000				

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に（特）甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1 経　常　経　費		
(1) 人　件　費	20,255,273	
(2) 光　熱　水　費	0	
(3) 備品・消耗品費	1,274,411	
(4) 事　務　所　費	7,377,490	
小　計	28,907,174	
2 政　治　活　動　費		
(1) 組　織　活　動　費	15,732,482	
(2) 選　挙　関　係　費	12,858,014	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,026,240	
ア 機関紙誌の発行事業費	450,620	
イ 宣伝事業費	1,062,126	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	513,494	
(4) 調　査　研　究　費	0	
(5) 寄附・交付金	8,314,074	
(6) その他の経費		
小　計	38,930,810	
合　計	67,837,984	

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　県連大会費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会場借上料	130,680	H30.5.25	株式会社　マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
記念品代	216,540	H30.5.31	株式会社　原重製陶所	佐賀県東松浦郡有田町応法丙3639	
速記代	73,133	H30.5.31	株式会社　小出速記事務所	佐賀県佐賀市鍋島四丁目5番2号	
駐車場警備代	86,940	H30.5.31	中央警備保障株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東三丁目3番10号	
会場借上代	332,640	H30.6.7	株式会社　マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
食事代	179,344	H30.6.7	〃	〃	
大会冊子印刷代	99,360	H30.6.8	株式会社佐賀印刷	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
看板・垂れ幕代	231,120	H30.6.8	アサヒ工芸社　柿原　誠	佐賀県佐賀市成章町1-15	
この頁の小計	1,349,757				
その他の支出	1,005,586				
合　計	2,355,343				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　旅費交通費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
タクシー代	138,800	H30.1.16	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	88,200	H30.2.9	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H30.2.9	木原　奉文	佐賀県佐賀市多布施4丁目19-16	
〃	88,200	H30.2.9	桃崎　峰人	佐賀県唐津市浜玉町横田下518	
〃	88,200	H30.2.9	坂口　祐樹	佐賀県藤津郡太良町多良3532-1	
〃	88,200	H30.2.9	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
タクシー代	57,000	H30.2.13	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	82,700	H30.2.13	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
〃	88,200	H30.2.28	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H30.2.28	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
タクシー代	80,440	H30.3.9	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	88,200	H30.3.24	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H30.3.24	桃崎　峰人	佐賀県唐津市浜玉町横田下518	
〃	88,200	H30.3.24	西村　忠則	佐賀県杵島郡白石町大字築切又86	
タクシー代	77,970	H30.4.10	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
この頁の小計	1,318,910				
その他の支出					
合　計					

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　旅費交通費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	88,200	H30.4.20	松原　美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1	
〃	88,200	H30.4.24	〃	〃	
タクシー代	96,440	H30.5.15	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	82,700	H30.5.24	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
タクシー代	101,280	H30.6.15	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
〃	85,600	H30.7.12	〃	〃	
旅　費	82,700	H30.8.6	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
〃	82,700	H30.8.7	〃	〃	
タクシー代	52,080	H30.8.8	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
〃	71,160	H30.9.13	〃	〃	
〃	54,720	H30.10.12	〃	〃	
旅　費	82,700	H30.11.2	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
〃	88,200	H30.11.15	桃崎　峰人	佐賀県唐津市浜玉町横田下518	
タクシー代	73,840	H30.12.18	株式会社 タクシービジネスセンター	佐賀県佐賀市松原三丁目3番35号	
旅　費	82,700	H30.12.19	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
この頁の小計	1,213,220				
その他の支出					
合　計					

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　旅費交通費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	88,200	H30.12.19	松原　美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1	
この頁の小計	88,200				
その他の支出	315,440				
合　計	2,935,770				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　交際費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
この頁の小計	0				
その他の支出	70,345				
合　計	70,345				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　組織活動強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
賃　金	78,000	H30.1.31	小林　真美	佐賀県佐賀市駅南本町1-1-1101号	
会場借上費	91,476	H30.2.14	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号	
賃　金	91,000	H30.2.28	小林　真美	佐賀県佐賀市駅南本町1-1-1101号	
〃	84,500	H30.3.30	〃	〃	
懇談会費	126,800	H30.3.24	赤坂　四川飯店	東京都千代田区平河町2-5-5	
賃　金	78,000	H30.4.25	小林　真美	佐賀県佐賀市駅南本町1-1-1101号	
旅費・宿泊代	111,644	H30.4.27	株式会社 JTB 国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1	
旅　費	50,080	H30.5.8	石井　秀夫	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2367-8	
〃	50,080	H30.5.8	桃崎　峰人	佐賀県唐津市浜玉町横田下518	
〃	50,080	H30.5.8	大場　芳博	佐賀県唐津市半田2014	
〃	50,080	H30.5.8	原田　寿雄	佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙445-1	
〃	50,080	H30.5.8	宮原　真一	佐賀県三養基郡みやき町江口332	
〃	50,080	H30.5.8	坂口　祐樹	佐賀県藤津郡太良町多良3532-1	
賃　金	81,250	H30.5.31	小林　真美	佐賀県佐賀市駅南本町1-1-1101号	
〃	61,750	H30.6.28	〃	〃	
この頁の小計	1,104,900				
その他の支出					
合　計					

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　組織活動強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会場借上料	180,420	H30.7.4	佐嘉神社記念館	佐賀市松原2丁目10-43	
賃　金	58,500	H30.7.31	小林　真美	佐賀県佐賀市駅南本町1-1-1101号	
〃	68,250	H30.8.31	〃	〃	
〃	74,750	H30.9.26	〃	〃	
〃	65,000	H30.10.31	〃	〃	
会場借上料	166,320	H30.11.1	佐嘉神社記念館	佐賀市松原2丁目10-43	
〃	166,320	H30.11.1	〃	〃	
旅　費	89,840	H30.11.9	宮原　真一	佐賀県三養基郡みやき町江口332	
賃　金	61,750	H30.11.30	小林　真美	佐賀県佐賀市駅南本町1-1-1101号	
会場借上料	311,148	H30.12.27	株式会社　マリトピア	佐賀市新栄東3丁目7番8号	
この頁の小計	1,242,298				
その他の支出	687,538				
合　計	3,034,736				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　政務調査会費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
コピーカウント料	102,394	H30.1.22	リコージャパン株式会社	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	
〃	114,309	H30.3.20	〃	〃	
〃	123,677	H30.6.20	〃	〃	
〃	91,388	H30.7.20	〃	〃	
政調懇談会費	91,128	H30.7.25	四季彩ホテル　千代田館	佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木216番地1	
〃	91,520	H30.7.31	ホテルビアントス	佐賀県鳥栖市酒井西町789-1	
コピーカウント料	105,990	H30.8.20	リコージャパン株式会社	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	
政調懇談会費	150,000	H30.8.31	株式会社　マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
会場借上料	190,080	H30.8.31	〃	〃	
コピーカウント料	52,679	H30.9.20	リコージャパン株式会社	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	
〃	136,784	H30.10.22	〃	〃	
旅費	65,560	H30.10.29	坂口　祐樹	佐賀県藤津郡太良町多良3532-1	
〃	58,820	H30.10.29	井上　沙織	佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
この頁の小計	1,374,329				
その他の支出	507,713				
合　計	1,882,042				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　青年局費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会場費・食事代	226,314	H30.1.10	株式会社　マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
旅　費	88,200	H30.3.24	古賀　陽三	佐賀県佐賀市新郷本町4-8	
〃	88,200	H30.3.24	宮﨑　健	佐賀県佐賀市唐人1丁目1番16号	
〃	88,200	H30.3.24	坂本　武典	佐賀県佐賀市諸富町寺井津221-1	
〃	82,700	H30.3.24	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
印刷代	71,280	H30.3.30	株式会社 佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
郵送代	105,544	H30.4.16	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
懇談会費	192,400	H30.5.25	株式会社　マリトピア	佐賀県佐賀市新栄東3丁目7番8号	
会場借上料	59,400	H30.5.25	〃	〃	
旅　費	88,200	H30.6.8	古賀　陽三	佐賀県佐賀市新郷本町4-8	
この頁の小計	1,090,438				
その他の支出	630,139				
合　計	1,720,577				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　女性局費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	82,700	H30.1.19	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
〃	88,200	H30.1.19	藤瀬　都子	佐賀県杵島郡大町町福母3068-23番地	
〃	88,200	H30.3.24	藤瀬　都子	佐賀県杵島郡大町町福母3068-23番地	
〃	88,200	H30.3.24	江島　佐知子	佐賀県小城市小城町907	
〃	88,200	H30.3.24	増本　知代	佐賀県唐津市山本1756-7	
〃	88,200	H30.3.24	飯盛　紀美子	佐賀県佐賀市兵庫町渕1632	
会場借上代	95,040	H30.5.15	ホテルマリターレ創世	佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15	
旅　費	95,800	H30.6.7	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
記念品代	56,160	H30.11.6	佐賀県地域産業支援センター さが県産品流通デザイン公社	佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 県庁9階	
宿泊費	153,700	H30.11.16	コンフォートホテル佐賀	佐賀県佐賀市駅前中央1-14-38	
会場借上代	180,885	H30.11.27	ホテルマリターレ創世	佐賀県佐賀市神野東2丁目5-15	
この頁の小計	1,105,285				
その他の支出	514,992				
合　計	1,620,277				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　登録党員事務費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
この頁の小計	0				
その他の支出	39,174				
合　計	39,174				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　組織活動費　（　総裁選挙費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅費	88,200	H30.8.2	松原　美寿	佐賀県佐賀市富士町大字小副川749-1	
〃	82,700	H30.9.14	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
〃	88,200	H30.9.14	藤瀬　都子	佐賀県杵島郡大町町福母3068-23	
〃	88,200	H30.9.14	小田　寛之	佐賀県嬉野市塩田町久間乙3625-2	
投票用紙印刷代	70,232	H30.9.19	株式会社佐賀印刷	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
タクシー代	79,650	H30.10.1	中央タクシー株式会社	佐賀県佐賀市兵庫北1丁目1番12号	
街頭演説会の警備用フェンス等借上代	141,264	H30.10.1	セフテック(株)　福岡支店	福岡県糟屋郡粕屋町仲原2941-1	
投票用紙郵送代	1,094,537	H30.10.22	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	1,732,983				
その他の支出	341,235				
合　計	2,074,218				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　選挙関係費　（　選挙関係費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	88,200	H30.4.12	太田　房江	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館308号室	
〃	88,200	H30.4.13	小渕　優子	東京都千代田区永田町2-1-2-822	
〃	88,200	H30.4.13	山崎　正昭	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1201号室	
食事代	106,920	H30.7.4	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号	
旅　費	88,200	H30.10.3	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H30.10.3	桃崎　峰人	佐賀県唐津市浜玉町横田下518	
〃	88,200	H30.10.3	松原　美寿	佐賀県佐賀市富士町小副川749-1	
〃	88,200	H30.11.26	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	88,200	H30.11.26	桃崎　峰人	佐賀県唐津市浜玉町横田下518	
〃	88,200	H30.11.26	松原　美寿	佐賀県佐賀市富士町小副川749-1	

この頁の小計	900,720
その他の支出	2,057,294
合　計	2,958,014

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　選挙関係費　（　公認料　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
公認料	100,000	H30.2.12	立石　良雄	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727-4	
〃	100,000	H30.2.12	城島　敏行	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田263-3	
〃	100,000	H30.2.12	山口　等	佐賀県武雄市武雄町大字富岡9915-1	
〃	100,000	H30.2.12	川原　千秋	佐賀県武雄市北方町大崎1802番地2	
〃	100,000	H30.2.12	吉川　里己	佐賀県武雄市朝日町甘久2794-8	
〃	100,000	H30.2.12	山口　昌宏	佐賀県武雄市東川登町大字永野5888	
〃	100,000	H30.2.12	豊村　貴司	佐賀県武雄市武雄町大字永島14924番地7	
〃	100,000	H30.2.12	松尾　初秋	佐賀県武雄市武雄町大字永島13751	
〃	100,000	H30.2.12	末藤　正幸	佐賀県武雄市山内町大字犬走5779-4	
〃	100,000	H30.2.12	上田　雄一	佐賀県武雄市武雄町昭和224	
〃	100,000	H30.2.12	杉原　豊喜	佐賀県武雄市山内町大字鳥海18433-2	
〃	100,000	H30.2.12	牟田　勝浩	佐賀県武雄市若木町大字本部4589番地2	
〃	100,000	H30.2.12	古川　盛義	佐賀県武雄市武内町真手野32638	
〃	100,000	H30.2.12	谷口　攝久	佐賀県武雄市武雄町大字武雄7255番地	
〃	100,000	H30.2.12	石橋　敏伸	佐賀県武雄市西川登町神六27015	
この頁の小計	1,500,000				
その他の支出					
合　計					

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　選挙関係費　（　公認料　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
公認料	100,000	H30.10.31	松永　孝三	佐賀県伊万里市山代町立岩2427-3	
〃	100,000	H30.10.31	井手　勲	佐賀県伊万里市南波多町小麦原172	
〃	100,000	H30.10.31	梶山　太	佐賀県伊万里市立花町3998	
〃	300,000	H30.11.22	留守　茂幸	佐賀県佐賀市大和町東山田3780	
〃	300,000	H30.11.22	木原　奉文	佐賀県佐賀市多布施4-19-16	
〃	300,000	H30.11.22	川﨑　常博	佐賀県佐賀市諸富町為重26番地1	
〃	300,000	H30.11.22	古賀　陽三	佐賀県佐賀市新郷本町4-8	
〃	300,000	H30.11.22	西久保　弘克	佐賀市鍋島町大字蛎久1076-3	
〃	300,000	H30.11.22	桃崎　峰人	佐賀県唐津市浜玉町横田下518	
〃	300,000	H30.11.22	大場　芳博	佐賀県唐津市半田2014番地	
〃	300,000	H30.11.22	井上　常憲	佐賀県唐津市肥前町納所辛1186-1	
〃	300,000	H30.11.22	冨田　幸樹	佐賀県唐津市相知町中山4353-6	
〃	300,000	H30.11.22	指山　清範	佐賀県鳥栖市藤木町2103-1-602	
〃	300,000	H30.11.22	向門　慶人	佐賀県鳥栖市古賀町543-8	
〃	300,000	H30.11.22	竹内　和教	佐賀県伊万里市松島町203-1	
この頁の小計	3,900,000				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　選挙関係費　（　公認料　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
〃	300,000	H30.11.22	中倉　政義	佐賀県伊万里市東山代町長浜1151	
〃	300,000	H30.11.22	岡口　重文	佐賀県伊万里市大川町大川野2844	
〃	300,000	H30.11.22	石丸　博	佐賀県武雄市橘町芦原4660	
〃	300,000	H30.11.22	稲富　正敏	佐賀県武雄市武雄町大字富岡10504-5	
〃	300,000	H30.11.22	土井　敏行	佐賀県鹿島市大字高津原4002	
〃	300,000	H30.11.22	坂口　祐樹	佐賀県藤津郡太良町多良3532-1	
〃	300,000	H30.11.22	藤木卓一郎	佐賀県小城市三日月町樋口227	
〃	300,000	H30.11.22	池田　正恭	佐賀県小城市小城町松尾408番地2	
〃	300,000	H30.11.22	八谷　克幸	佐賀県神埼市神埼町永歌289	
〃	300,000	H30.11.22	石井　秀夫	佐賀県嬉野町大字下宿乙2367-8	
〃	300,000	H30.11.22	宮原　真一	佐賀県三養基郡みやき町江口332	
〃	300,000	H30.11.22	原田　寿雄	佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙445-1	
〃	300,000	H30.11.22	石倉　秀郷	佐賀県杵島郡江北町大字山口4412-3番地	
〃	300,000	H30.11.22	定松　一生	佐賀県杵島郡白石町戸ヶ里2774	
〃	300,000	H30.12.17	古川　裕紀	佐賀県神埼市千代田町下坂981-2	
この頁の小計	4,500,000				
その他の支出	0				
合　計	9,900,000				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　機関紙誌の発行事業費　（　荷造発送費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
印刷代	173,266	H30.3.30	株式会社 佐賀印刷	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
郵送代	268,714	H30.4.16	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	441,980				
その他の支出	8,640				
合　計	450,620				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　宣伝事業費　（　広報宣伝費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
この頁の小計	0				
その他の支出	125,456				
合　計	125,456				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　宣伝事業費　（　遊説部費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
宿泊代	60,000	H30.1.30	コンフォートホテル佐賀	佐賀県佐賀市駅前中央1-14-38	
食事代	138,000	H30.2.5	有限会社　海幸	佐賀県佐賀市下田町1-15	
旅　費	88,200	H30.3.24	江頭　弘美	佐賀県佐賀市諸富町大堂938	
広報車音響設備修理代	160,864	H30.5.17	ソエジマデンキ　副島　忠実	佐賀県佐賀市東与賀町飯盛478-2	
この頁の小計	447,064				
その他の支出	259,523				
合　計	706,587				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　宣伝事業費　（　広報車管理費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
任意保険料	55,180	H30.5.14	三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9	
広報車点検料	150,103	H30.7.3	佐賀トヨペット　株式会社	佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝150番地5	
この頁の小計	205,283				
その他の支出	24,800				
合　計	230,083				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　その他の事業費　　(　その他の事業費　)			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
旅　費	82,700	H30.3.15	井上　沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
この頁の小計	82,700				
その他の支出	430,794				
合　　計	513,494				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	584,000	H30.6.24	自由民主党佐賀市支部	佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21	
〃	251,000	H30.6.24	自由民主党唐津市支部	佐賀県唐津市呉服町1790	
〃	232,000	H30.6.24	自由民主党鳥栖市支部	佐賀県鳥栖市宿町1436	
〃	169,000	H30.6.24	自由民主党多久市支部	佐賀県多久市北多久町大字小侍2268番地3	
〃	398,000	H30.6.24	自由民主党伊万里市支部	佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	199,000	H30.6.24	自由民主党武雄市支部	佐賀県武雄市東川登町大字永野5888	
〃	182,000	H30.6.24	自由民主党鹿島市支部	佐賀県鹿島市大字納富分3111-7	
〃	126,000	H30.6.24	自由民主党諸富支部	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番1	
〃	136,000	H30.6.24	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町犬井道1876-1	
〃	104,000	H30.6.24	自由民主党東与賀町支部	佐賀県佐賀市東与賀町下古賀1007-2	
〃	141,000	H30.6.24	自由民主党久保田町支部	佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1172	
〃	158,000	H30.6.24	自由民主党大和町支部	佐賀県佐賀市大和町尼寺1282-1	
〃	135,000	H30.6.24	自由民主党富士町支部	佐賀県佐賀市富士町杉山1170	
〃	220,000	H30.6.24	自由民主党神埼市支部	佐賀県神埼市神埼町尾崎3354番地	
〃	139,000	H30.6.24	自由民主党吉野ヶ里町支部	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727番地4	
この頁の小計	3,174,000				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	99,000	H30.6.24	自由民主党三瀬村支部	佐賀県佐賀市三瀬村杠187	
〃	260,000	H30.6.24	自由民主党基山町支部	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦259-41	
〃	151,000	H30.6.24	自由民主党中原支部	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340	
〃	177,000	H30.6.24	自由民主党北茂安町支部	佐賀県三養基郡みやき町東尾2145	
〃	160,000	H30.6.24	自由民主党三根町支部	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1893	
〃	106,000	H30.6.24	自由民主党上峰町支部	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地	
〃	227,000	H30.6.24	自由民主党小城市支部	佐賀県小城市芦刈町永田1574-3	
〃	197,000	H30.6.24	自由民主党浜玉町支部	佐賀県唐津市浜玉町五反田138	
〃	144,000	H30.6.24	自由民主党七山支部	佐賀県唐津市七山白木2756-1	
〃	111,000	H30.6.24	自由民主党厳木支部	佐賀県唐津市厳木町浦川内1030番地1	
〃	155,000	H30.6.24	自由民主党相知支部	佐賀県唐津市相知町佐里1963	
〃	111,000	H30.6.24	自由民主党北波多支部	佐賀県唐津市北波多大杉1037	
〃	155,000	H30.6.24	自由民主党肥前町支部	佐賀県唐津市肥前町入野甲450番地	
〃	175,000	H30.6.24	自由民主党玄海町支部	佐賀県東松浦郡玄海町外津4956	
〃	125,000	H30.6.24	自由民主党鎮西町支部	佐賀県唐津市鎮西町大字早田1915	
この頁の小計	2,353,000				
その他の支出					
合　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　　(　　支部強化費　　)			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	101,000	H30.6.24	自由民主党呼子町支部	佐賀県唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2	
〃	122,000	H30.6.24	自由民主党有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3483	
〃	103,000	H30.6.24	自由民主党西有田支部	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	
〃	108,000	H30.6.24	自由民主党山内町支部	佐賀県武雄市山内町鳥海18433番地2	
〃	86,000	H30.6.24	自由民主党北方町支部	佐賀県武雄市北方町大崎1797-8	
〃	96,000	H30.6.24	自由民主党大町町支部	佐賀県杵島郡大町町大字大町5141-22	
〃	127,000	H30.6.24	自由民主党江北町支部	佐賀県杵島郡江北町惣領分2603	
〃	194,000	H30.6.24	自由民主党白石町支部	佐賀県杵島郡白石町大字牛屋1186	
〃	162,000	H30.6.24	自由民主党太良町支部	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	109,000	H30.6.24	自由民主党塩田町支部	佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲3453	
〃	144,000	H30.6.24	自由民主党嬉野町支部	佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142番地1	
〃	70,000	H30.6.24	日本遺族政治連盟佐賀県支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	30,000	H30.6.24	佐賀県歯科技工士会連盟	佐賀市神園5丁目4番9号	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20	
〃	70,000	H30.6.24	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀県佐賀市鬼丸町12-30	
この頁の小計	1,552,000				
その他の支出					
合　　計					

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　（　支部強化費　）			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	20,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県旅客船支部	佐賀県唐津市海岸通り7182-214	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀県佐賀市末広1丁目9番35号	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目7番18号	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県土地改良支部	佐賀県佐賀市大財3丁目8番30号	
〃	20,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	80,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	佐賀県杵島郡江北町佐留志1728-4	
〃	80,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀県佐賀市西田代2-5-24	
〃	80,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	
〃	80,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1	
〃	70,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀県佐賀市城内2-2-37	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号	
〃	20,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県トラック物流支部	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号	
この頁の小計	720,000				
その他の支出					
合　計					

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　　(　支部強化費　)			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
交付金	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県地域振興支部	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県環境保全支部	佐賀県東与賀町大字飯盛2634-1	
〃	70,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県ちんたい支部	佐賀県佐賀市天祐2-2-23	
〃	70,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県柔道整復師支部	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県理学療法士連盟支部	佐賀県唐津市松南町119-2	
この頁の小計	320,000				
その他の支出	10,074				
合　計	8,129,074				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄附・交付金　　(　　奨励・補助金　　)			
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
この頁の小計	0				
その他の支出	185,000				
合　　計	185,000				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　　）内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費（大会費）」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	584,000	H30.6.24	自由民主党佐賀市支部	佐賀県佐賀市南佐賀1-6-21	
〃	251,000	H30.6.24	自由民主党唐津市支部	佐賀県唐津市呉服町1790	
〃	232,000	H30.6.24	自由民主党鳥栖市支部	佐賀県鳥栖市宿町1436	
〃	169,000	H30.6.24	自由民主党多久市支部	佐賀県多久市北多久町大字小侍2268番地3	
〃	398,000	H30.6.24	自由民主党伊万里市支部	佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	199,000	H30.6.24	自由民主党武雄市支部	佐賀県武雄市東川登町大字永野5888	
〃	182,000	H30.6.24	自由民主党鹿島市支部	佐賀県鹿島市大字納富分3111-7	
〃	126,000	H30.6.24	自由民主党諸富支部	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番1	
〃	136,000	H30.6.24	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町犬井道1876-1	
〃	104,000	H30.6.24	自由民主党東与賀町支部	佐賀県佐賀市東与賀町下古賀1007-2	
〃	141,000	H30.6.24	自由民主党久保田町支部	佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1172	
〃	158,000	H30.6.24	自由民主党大和町支部	佐賀県佐賀市大和町尼寺1282-1	
〃	135,000	H30.6.24	自由民主党富士町支部	佐賀県佐賀市富士町杉山1170	
〃	220,000	H30.6.24	自由民主党神埼市支部	佐賀県神埼市神埼町尾崎3354番地	
〃	139,000	H30.6.24	自由民主党吉野ヶ里町支部	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津727番地4	
この頁の小計	3,174,000				
合計					

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	99,000	H30.6.24	自由民主党三瀬村支部	佐賀県佐賀市三瀬村杠187	
〃	260,000	H30.6.24	自由民主党基山町支部	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦259-41	
〃	151,000	H30.6.24	自由民主党中原支部	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340	
〃	177,000	H30.6.24	自由民主党北茂安町支部	佐賀県三養基郡みやき町東尾2145	
〃	160,000	H30.6.24	自由民主党三根町支部	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1893	
〃	106,000	H30.6.24	自由民主党上峰町支部	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地	
〃	227,000	H30.6.24	自由民主党小城市支部	佐賀県小城市芦刈町永田1574-3	
〃	197,000	H30.6.24	自由民主党浜玉町支部	佐賀県唐津市浜玉町五反田138	
〃	144,000	H30.6.24	自由民主党七山支部	佐賀県唐津市七山白木2756-1	
〃	111,000	H30.6.24	自由民主党厳木支部	佐賀県唐津市厳木町浦川内1030番地1	
〃	155,000	H30.6.24	自由民主党相知支部	佐賀県唐津市相知町佐里1963	
〃	111,000	H30.6.24	自由民主党北波多支部	佐賀県唐津市北波多大杉1037	
〃	155,000	H30.6.24	自由民主党肥前町支部	佐賀県唐津市肥前町入野甲450番地	
〃	175,000	H30.6.24	自由民主党玄海町支部	佐賀県東松浦郡玄海町外津4956	
〃	125,000	H30.6.24	自由民主党鎮西町支部	佐賀県唐津市鎮西町大字早田1915	
この頁の小計	2,353,000				
合計					

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	101,000	H30.6.24	自由民主党呼子町支部	佐賀県唐津市呼子町大字殿ノ浦1777-2	
〃	122,000	H30.6.24	自由民主党有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3483	
〃	103,000	H30.6.24	自由民主党西有田支部	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	
〃	108,000	H30.6.24	自由民主党山内町支部	佐賀県武雄市山内町鳥海18433番地2	
〃	86,000	H30.6.24	自由民主党北方町支部	佐賀県武雄市北方町大崎1797-8	
〃	96,000	H30.6.24	自由民主党大町町支部	佐賀県杵島郡大町町大字大町5141-22	
〃	127,000	H30.6.24	自由民主党江北町支部	佐賀県杵島郡江北町惣領分2603	
〃	194,000	H30.6.24	自由民主党白石町支部	佐賀県杵島郡白石町大字牛屋1186	
〃	162,000	H30.6.24	自由民主党太良町支部	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	109,000	H30.6.24	自由民主党塩田町支部	佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲3453	
〃	144,000	H30.6.24	自由民主党嬉野町支部	佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142番地1	
〃	70,000	H30.6.24	日本遺族政治連盟佐賀県支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	30,000	H30.6.24	佐賀県歯科技工士会連盟	佐賀県佐賀市神園5丁目4番9号	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20	
〃	70,000	H30.6.24	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀県佐賀市鬼丸町12-30	
この頁の小計	1,552,000				
合計					

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	20,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県旅客船支部	佐賀県唐津市海岸通り7182-214	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀県佐賀市末広1丁目9番35号	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目7番18号	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県土地改良支部	佐賀県佐賀市大財3丁目8番30号	
〃	20,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	80,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	佐賀県杵島郡江北町佐留志1728-4	
〃	80,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀県佐賀市西田代2-5-24	
〃	80,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	
〃	80,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1	
〃	70,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀県佐賀市城内2-2-37	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号	
〃	20,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県トラック物流支部	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号	
この頁の小計	720,000				
合計					

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
交付金	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県地域振興支部	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	30,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県環境保全支部	佐賀県東与賀町大字飯盛2634-1	
〃	70,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県ちんたい支部	佐賀県佐賀市天祐2-2-23	
〃	70,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県柔道整復師支部	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地	
〃	50,000	H30.6.24	自由民主党佐賀県理学療法士連盟支部	佐賀県唐津市松南町119-2	
この頁の小計	320,000				
合計	8,119,000				

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　考
ア 土　　地	□	☑	
イ 建　　物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	□	☑	
エ 取得の価格が１００万円を超える動産	☑	□	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☑	□	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分　預　金	
摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
広報車購入積立金	14,478,068	H30.12.31	残高

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分　動産	
摘要	金額	年月日	備考
広報宣伝車	12,620,405	H18.8.28	1台

（その 20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 31 年 1 月 25 日

政治団体の名称　自由民主党佐賀県支部連合会

会計責任者の氏名　山本茂雄　印

代表者の氏名　　印

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。